

ＬＰガス利用者価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条 大阪府は、価格高騰の影響を受けるＬＰガスの利用者を対象に生活支援等を目的とし、予算の定めるところにより、ＬＰガス利用者価格高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において「ＬＰガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）（以下「液化石油ガス法」という。）第２条第１項に規定する液化石油ガスとする。

２ この要綱において「一般消費者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）液化石油ガス法第２条第２項に規定する一般消費者等

（２）ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第３条の登録を受けた者からＬＰガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が液化石油ガス法第２条第２項に定める生活の用に供する又は生活の用に供する場合に類似していると認められる者

３ この要綱において「ＬＰガス販売事業者」とは、液化石油ガス法第３条第１項の登録を受けた者又はガス事業法第３条の登録を受けた者であって、一般消費者等にＬＰガスを販売する者をいう。

４ この要綱において「間接補助事業者」とは、ＬＰガス販売事業者のうち、補助金を間接的に受ける者をいう。

（補助金の交付対象者）

第３条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、一般社団法人大阪府ＬＰガス協会とする。

（補助事業及び補助対象経費）

第４条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第１条の目的を達成するために補助事業者が実施する別表１に掲げるＬＰガス利用者価格高騰対策支援に関する事業とする。

２ 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の補助事業の実施に必要な経費のうち、別表１第２欄に掲げるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に、別表1第3欄の補助率を乗じて得た額とし、府の予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第4条第1項に基づき補助金の交付の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を知事が定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) LPガス利用者価格高騰対策支援事業費補助金に係る交付申請書(様式第1号)
- (2) 所要額調書(様式第1号)(別紙1)
- (3) 事業計画書
- (4) 要件確認申立書(様式第1号の2)
- (5) 暴力団等審査情報(様式第1号の3)
- (6) その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは必要な条件を付し補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を補助事業者に対し通知するものとする。

(経費等の内容変更等)

第8条 前条の通知を受けた補助事業者が、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、規則第6条第1項第1号又は2号の規定によりLPガス利用者価格高騰対策支援事業費補助金の内容変更申請書(様式第2号)に関連書類を添付して提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号及び第2号の軽微な変更とは、補助対象経費の20パーセント以内の増減を伴う事業内容の変更とする。
- 3 補助事業者が、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、規則第6条第1項第3号の規定により、LPガス利用者価格高騰対策支援事業費補助金の中止(廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内限り当該申請を取下げることができ、知事は、取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付の条件)

第10条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金が交付されていると

きは、補助金を返還すること。

- (2) 補助事業者は、補助事業の実施に関し調査や報告を求められた場合、これに従うこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (4) (3)の規定による報告に基づき、知事から必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は、直ちにその指示に従わなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) L P ガス利用者価格高騰対策支援事業費補助金に係る実績報告書（様式第3号）
- (2) 所要額精算書（様式第3号）（別紙1）
- (3) 実績等を証明するもの（写）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第12条 知事は、前条の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第13条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

（補助金の交付請求）

第14条 補助事業者は、第12条により確定した補助金額の交付を受けるときは、L P ガス利用者価格高騰対策支援事業費補助金に係る交付請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、第7条による補助金の交付決定後、その交付決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付できるものとする。

- 3 補助事業者は、前項に定める補助金額の概算払いを受ける場合は、L P ガス利用者価格高騰対策支援事業費補助金に係る概算払請求書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1） 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 当該年度に補助事業を実施されないことが明らかになったとき又は実施されなかったとき。
- （4） 補助金の交付決定の内容、これに付けた条件、規則、その他法令又はこの要綱による規定に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第16条 知事が前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、知事が指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第17条 知事が第15条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者は、これを知事の指定した期日までに納付しなかったときは、その期日の翌日から納付された日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（他の補助金等との重複の禁止）

第18条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

（検査）

第19条 知事は、補助金の適正な執行のため必要と認めたときは、補助事業者に対して報告若し

くは関係書類の提出を求め、又は補助事業者の施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等
を検査することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

別表 1

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率
L P ガス利用者 価格高騰対策支 援事業	(1) 間接補助事業者が、別表 2 の方法により実施 する一般消費者等への L P ガス料金の値引き相当 分に対する支援額。なお、契約（ガスメーター） あたり上限額は3,000円とする。 (2) 補助事業を行うために必要な事務費	(1) 補助対象経費 の10分の10 (2) 補助対象経費 の10分の10

別表 2（別表 1 関係）

事業実施方法
1. 第 1 期 (1) 値引き対象期間 令和 5 年 8 月検針分から同年10月検針分までとする。 (2) 値引き対象者 値引き対象者は、大阪府内に住所を有する者のうち、次の要件を全て満たす一般消費者等とする。 ア 基準時点（8 月検針日）において L P ガスを利用している者 イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第11号）第16条第13号の規定により、計量法（平成 4 年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積による販売の方法又はガス事業法第 2 条第 1 項括弧書きに規定する方法で供給を受けている者 ウ 国及び地方公共団体並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第 1 項による大阪府の公の施設における指定管理者でない者 (3) 値引き方法 間接補助事業者は、次の方法により値引きを行うものとする。なお、次の方法により難しい場合は、補助事業者を通じ大阪府と協議するものとする。 ア 令和 5 年 8 月検針分における L P ガスの利用料から3,000円を上限に一括して値引きを行う。 イ 令和 5 年 8 月検針分における L P ガスの利用料が3,000円を下回る場合は、値引き総額が3,000円に達するまで翌月及び翌々月の利用料から値引きを行う。 ウ 間接補助事業者は、値引き額の管理上、必要があると認めるときは、各月の値引き額について100円未満を切り捨てた額とすることができるものとする。 (4) 補助事業者の責務 ア (2) に規定する全ての値引き対象者に支援を行き届けるため、対象者に L P ガスを供給している全ての L P ガス販売事業者を把握するよう努めなければならない。 イ 補助事業の実施期間中に、社会通念上適当と認められないような恣意的な値上げが行われないようにしなければならない。

2. 第2期

(1) 値引き対象期間

令和6年4月検針分から同年6月検針分までとする。

(2) 値引き対象者

値引き対象者は、大阪府内に住所を有する者のうち、次の要件を全て満たす一般消費者等とする。

ア 値引きを実施する検針時点においてL P ガスを利用している者

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第16条第13号の規定により、計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積による販売の方法又はガス事業法第2条第1項括弧書きに規定する方法で供給を受けている者

ウ 国及び地方公共団体並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項による大阪府の公の施設における指定管理者でない者

(3) 値引き方法

間接補助事業者は、次の方法により値引きを行うものとする。なお、次の方法により難しい場合は、補助事業者を通じ大阪府と協議するものとする。

ア 令和6年4月、5月又は6月検針分におけるL P ガスの利用料から3,000円を上限に一括して値引きを行う。

イ 間接補助事業者は、値引き額の管理上、必要があると認めるときは、値引き額について100円未満を切り捨てた額とすることができるものとする。

(4) 補助事業者の責務

ア （2）に規定する全ての値引き対象者に支援を行き届けるため、対象者にL P ガスを供給している全てのL P ガス販売事業者を把握するよう努めなければならない。

イ 補助事業の実施期間中に、社会通念上適当と認められないような恣意的な値上げが行われないようにしなければならない。

3. 第3期

(1) 値引き対象期間

令和7年4月検針分から同年6月検針分までとする。

(2) 値引き対象者

値引き対象者は、大阪府内に住所を有する者のうち、次の要件を全て満たす一般消費者等とする。

ア 値引きを実施する検針時点においてL P ガスを利用している者

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第16条第13号の規定により、計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積による販売の方法又はガス事業法第2条第1項括弧書きに規定する方法で供給を受けている者

ウ 国及び地方公共団体並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項による大阪府の公の施設における指定管理者でない者

(3) 値引き方法

間接補助事業者は、次の方法により値引きを行うものとする。なお、次の方法により難しい

場合は、補助事業者を通じ大阪府と協議するものとする。

ア 令和7年4月、5月又は6月検針分におけるL P ガスの利用料から3,000円を上限に一括して値引きを行う。

イ 間接補助事業者は、値引き額の管理上、必要があると認めるときは、値引き額について100円未満を切り捨てた額とすることができるものとする。

(4) 補助事業者の責務

ア (2) に規定する全ての値引き対象者に支援を行き届けるため、対象者にL P ガスを供給している全てのL P ガス販売事業者を把握するよう努めなければならない。

イ 補助事業の実施期間中に、社会通念上適当と認められないような恣意的な値上げが行われないようにしなければならない。

4. 第4期

(1) 値引き対象期間

令和7年9月検針分から同年11月検針分までとする。

(2) 値引き対象者

値引き対象者は、大阪府内に住所を有する者のうち、次の要件を全て満たす一般消費者等とする。

ア 値引きを実施する検針時点においてL P ガスを利用している者

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第16条第13号の規定により、計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積による販売の方法又はガス事業法第2条第1項括弧書きに規定する方法で供給を受けている者

ウ 国及び地方公共団体並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項による大阪府の公の施設における指定管理者でない者

(3) 値引き方法

間接補助事業者は、次の方法により値引きを行うものとする。なお、次の方法により難しい場合は、補助事業者を通じ大阪府と協議するものとする。

ア 令和7年9月、10月又は11月検針分におけるL P ガスの利用料から3,000円を上限に一括して値引きを行う。

イ 間接補助事業者は、値引き額の管理上、必要があると認めるときは、値引き額について100円未満を切り捨てた額とすることができるものとする。

(4) 補助事業者の責務

ア (2) に規定する全ての値引き対象者に支援を行き届けるため、対象者にL P ガスを供給している全てのL P ガス販売事業者を把握するよう努めなければならない。

イ 補助事業の実施期間中に、社会通念上適当と認められないような恣意的な値上げが行われないようにしなければならない。

5. 第5期

(1) 値引き対象期間

令和8年4月検針分から同年6月検針分までとする。

(2) 値引き対象者

値引き対象者は、大阪府内に住所を有する者のうち、次の要件を全て満たす一般消費者等とする。

ア 値引きを実施する検針時点においてL P ガスを利用している者

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第16条第13号の規定により、計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積による販売の方法又はガス事業法第2条第1項括弧書きに規定する方法で供給を受けている者

ウ 国及び地方公共団体並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項による大阪府の公の施設における指定管理者でない者

（3）値引き方法

間接補助事業者は、次の方法により値引きを行うものとする。なお、次の方法により難しい場合は、補助事業者を通じ大阪府と協議するものとする。

ア 令和8年4月、5月又は6月検針分におけるL P ガスの利用料から3,000円を上限に一括して値引きを行う。

イ 間接補助事業者は、値引き額の管理上、必要があると認めるときは、値引き額について100円未満を切り捨てた額とすることができるものとする。

（4）補助事業者の責務

ア （2）に規定する全ての値引き対象者に支援を行き届けるため、対象者にL P ガスを供給している全てのL P ガス販売事業者を把握するよう努めなければならない。

イ 補助事業の実施期間中に、社会通念上適当と認められないような恣意的な値上げが行われなければならないようにしなければならない。

6. 第6期

（1）値引き対象期間

令和8年10月検針分から同年11月検針分までとする。

（2）値引き対象者

値引き対象者は、大阪府内に住所を有する者のうち、次の要件を全て満たす一般消費者等とする。

ア 値引きを実施する検針時点においてL P ガスを利用している者

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第16条第13号の規定により、計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積による販売の方法又はガス事業法第2条第1項括弧書きに規定する方法で供給を受けている者

ウ 国及び地方公共団体並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項による大阪府の公の施設における指定管理者でない者

（3）値引き方法

間接補助事業者は、次の方法により値引きを行うものとする。なお、次の方法により難しい場合は、補助事業者を通じ大阪府と協議するものとする。

ア 令和8年10月又は11月検針分におけるL P ガスの利用料から3,000円を上限に一括して値引きを行う。

イ 間接補助事業者は、値引き額の管理上、必要があると認めるときは、値引き額につい

て100円未満を切り捨てた額とすることができるものとする。

(4) 補助事業者の責務

ア (2)に規定する全ての値引き対象者に支援を行き届けるため、対象者にL P ガスを供給している全てのL P ガス販売事業者を把握するよう努めなければならない。

イ 補助事業の実施期間中に、社会通念上適当と認められないような恣意的な値上げが行われないようにしなければならない。